

青税連

1996.7.15

# ZENKOKU AOZELLEN

牛島税理士訴訟最高裁判決

111

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12 代々木リビン303  
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会長 岩田俊一 編集人 広報部長 木下盛弘

# No.111 CONTENTS 1996.7

## 《特 集》牛島税理士訴訟の経過と最高裁判決の意義

法対策部長 秋元 照夫 ..... 3

## 《全国大会》第29回横浜大会へのご案内

神奈川青税 木島 裕子 ..... 6

### あなたは次の記事をどう思いますか

神奈川青税 石澤 一英 ..... 8

### 全国青税の記念すべき第30回大会はソウルで開催!

1997年8月3・4・5日

ソウル大会実行委員会委員長 小池 幸造 ..... 10

### 東京青税ソウル大会下見旅行記

～不思議な国 韓国～ 東京青税 池部 悅子 ..... 11

## 《投 稿》韓国の税務行政及び税務士制度に学ぶ

東京青税 近藤 忠憲 ..... 12

### 韓國税務士考試會訪日研修団を迎えて

東京青税 木下 盛弘 ..... 14

## 《連 載》「今、○○青税では」今、岐阜青税では

岐阜青税会長 高橋 和宏 ..... 17

## 《主 張》最近の全青税の組織問題を考える

組織部長 森谷 修一 ..... 18

## 《活動報告》国会陳情活動報告

総務部長 福島 秀一 ..... 19

### この1年間を振り返って

会長 岩田 俊一 ..... 20

### 会長推薦に選挙方式を採用

会長等推薦審議委員会委員長 細谷 幸男 ..... 22

### 選挙公報抜粋（広報部編） ..... 24

## 《会員の声》全青税会長候補者立会演説会に参加して

東京青税 下田 政廣 ..... 25

## 《特集》牛島税理士訴訟の経過と最高裁判決の意義

法対策部長 秋 元 照 夫

### 1. 高裁判決を破棄、逆転勝訴

去る本年3月19日に最高裁第三小法廷（園部逸夫裁判長）は、福岡高裁判決を破棄したうえで、自らの判決によって「決議の無効」を確定させ、損害賠償についてのみ原審に差し戻す牛島税理士「全面勝訴」の画期的な判決を言い渡した。

### 2. 牛島税理士事件とは

この事件は、1978年6月16日に南九州税理士会（以下「南九会」という）の総会において、税理士法「改正」運動のため、南九会の特別会費として各会員より5千円を徴収し、政治団体である南九州税理士政治連盟へ献金することを決議したことに端を発したものである。

南九会所属の牛島昭三税理士は、この特別会費は税理士法改悪のための政治献金等に使用されるものであることから、同会費の納入を拒否した。このため南九会は牛島税理士に対して同会の役員選挙権、被選挙権を剥奪したために、同税理士が南九会に対して「役員選挙権・被選挙権停止処分の無効確認等」を求めて1980年1月に熊本地裁に提訴した事件である。

### 3. 牛島税理士が何を根拠に「本件議決を違法無効」と主張したのか！

#### (1) 税理士会の権利能力論

税理士会が公益的性格をもつ強制加入団体である以上、政治的に中立でない政治団体へ寄付すること、あるいはさらにそのお金が政治家などへの政治献金に使われることが許されるのか！

#### (2) 憲法19条の思想・信条の自由を侵害し、かつ、公序良俗違反である。

つまり、税理士法改正運動に賛成するか否かは「各税理士が国民の一人として個人的、かつ、自主的な思想等の判断で決定すべき事」であるから、多数決をもって会員を拘束し、反対した会員に対しても協力を強制することは憲法19条違反ではないか！

### 4. 熊本地裁及び福岡地裁はどんな判決を下したのか！

1986年2月13日、一審の熊本地裁（蓑田孝行裁判長）は、原告「全面勝訴」の判決を言い渡した。

判決の要旨は次のとおりである。

①税理士会が政治団体に対して寄付することはその権利能力を越える。したがって、特別会費徴収の決議は無効である。

②仮に同決議がその権利能力の範囲にあるとしても、会員の思想・信条の侵害である。同決議に反対の意思表示をした原告に対して、同決議に基づいて特別会費の納入義務は存在しない。

③南九会の行なった原告に対する選挙権・被選挙権の停止は処分であり、本件の同処分には重大な手続き違反も存在する。

1992年4月24日、二審の福岡高裁（奥平守男裁判長）は、税理士会勝訴の判決を言い渡した。

判決の要旨は次のとおりである。

①南九州各県税政連は、「税理士の社会的、経済的地位の向上、民主的税理士制度および租税制度の確立のために必要な政治活動」に限られており、政治的主義主張のためや特定候補者の支持を直接の目的としていないから、これに寄付することは許される。

②5千円の特別会費として集めたお金が政治家などへ渡ったという直接の証拠がないから、お金が渡ったことを理由とする牛島税理士の主張は認められない。

③本件決議の内容は、会員に5千円の負担を求ただけで、それ以上に牛島税理士に犠牲を強いるものではないから、南九会が多数決で決めても許される。

④5千円の特別会費で集めたお金が政治家などに渡ったという証拠がない以上、本件決議が政治家への寄付を牛島税理士に強制したとは言えないから、思想・信条の自由を侵害したことにはならない。

高裁判決の最大の問題点は、5千円の特別会費を集めたお金が政治家に渡ったとする証拠がないとした点である。

確かに、お金には印がついていないからどのお金が政治家に渡ったかは誰にもわからないはずである。しかし、各県税政連の収入の約44%が政治家に流れたのであれば、南九会からの寄付金も同じくその約44%が政治家へ渡ったとみるべきである。

次の問題点は、南九州各県税政連は税理士のために活動することを「存立の本来の目的とする団体」であるから（その実体はどうであれ）政治団体への政治献金は許されたとした点である。

この論理からすれば、政治資金を流すトンネル政治団体をつくり、その規約に大義名分を掲げておけばどんな団体にも寄付することが可能になってしまいます。

最後に、本件決議はたった5千円の支払いを求めるにすぎないから過酷なものといえないとして、思想・信条の自由の侵害にならないとした点である。

判決は、5千円という金額の少なさのみをとらえて判断しているが、この5千円が牛島税理士の信念をかけたものであって、額の多少の問題ではない。

以上の理由から、牛島税理士は直ちに上告した。

## 5. 最高裁は、さてどんな判決を下したのか！

①税理士会が強制加入の団体であり、その会員である税理士には脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で次のような考慮が必要である。

②構成員である会員には、様々な思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が多数決原理により決定した意志に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。

③特に、政党など規制法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。

④なぜなら、政党など規制法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の

候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動をすることが当然に予定された団体であり、これらの団体に金員を寄付することは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題だからである。

⑤税理士会が、税務行政や税理士の制度等について権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することと、政党など規制法上の政治団体への金員の寄付とを同視することはできない。

⑥公的な性格を有する税理士会が、このような事柄を多数決原理によって団体の意志として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできないというべきであり、税理士会がそのような活動をすることは、法の全く予定していないところである。

⑦税理士会が政党など規制法上の政治団体に対して金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、法49条2項所定の税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。

⑧以上の判断に照らして本件をみると、本件決議は被上告人の目的の範囲外の行為を目的とするものとして無効であると解するほかない。

⑨したがって、原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法があり、右の違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨には理由があり、その余の論旨についても検討するまでもなく、原判決は破棄を免れない。

## 6. 最高裁判決の意義

第一に、税理士会のような強制加入団体が、規制法上の政治団体に金品の寄付をすることは、税理士会の目的の範囲外の行為として決議無効としたことである。

これは、たんに税理士会のみならず、同じような強制加入団体（司法書士会、行政書士会、社会保険労務士会等）をも拘束する判決として影響力をもつものである。

第二に、政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定する事柄として憲法19条の思想・信条の自由に最大限の考慮を払われている。

以上から判断すればこの判決は、最大の「強制加入団体」である国家からの金員の寄付制度である「政党助成金制度」にまで影響を与える画期的なものである。

以上、牛島税理士訴訟そのものについて説明をしてきたが、この事件を正しく理解するのにはどうしても当時の税理士業界に何が起こっていたかを知らなければならない。

## 7. 牛島税理士訴訟の背景

### (1) 過去の税理士法改正

- ①昭和26年制定
  - ②昭和31年第一次改正→特別試験開始
  - ③昭和36年第二次改正
  - ④昭和39年第三次改正→日税連等の反対で廃案
- (2) 日税連「基本要綱」を機関決定

昭和47年4月に「国民のための税理士制度」の確立を目指し、税理士法改正に関する基本要綱を作成。

その中心テーマは、①税理士の使命（納税者の権利擁護と納税義務の適正実現）②自治権の確立③税理士の代理権の拡充④特別試験制度の廃止。

### (3) 大蔵当局の巻き返し

日税連会長選挙に介入→昭和50年山本執行部誕生、昭和52年山本会長再選。

この頃から税理士法改正に向けて本格的に動き出す。

日税連の税制調査会特別委員であった北野大教授を理由もなく日税連が追放。

### (4) 当時の政治社会状況

福田内閣が航空機疑惑・日商岩井不正事件、KDD事件に揺れ、一般消費税導入問題がクローズアップされる。

大平内閣が昭和54年10月の総選挙で一般消費税を掲げて大敗。

また、昭和53年には天下り税理士問題を国会及びマスコミが取り上げる。昭和53年9月の日税連理事会で国会解散に向けて2億円の借入れを決定。そのためには「特別会費」の徴収が必要となる。

### (5) 税理士法改正の動き

昭和54年1月24日 自民党小淵委員会が実質的審議に入る。

昭和54年3月13日 同委員会が「税理士制度改

正要綱案」決定。

昭和54年4月5日 日税連の理事会「改正要綱」の受諾を機関決定。

昭和54年5月11日 「税理士法改正」閣議決定。  
昭和54年5月12日 第87回国会に政府案として上程。政府税調に諮らない。

その理由は昭和39年と同じだから、  
昭和54年6月1日 衆議院で審議に入ったが審議未了で廃案。

中央連絡会の熾烈な改悪反対闘争等により、  
昭和54年8月31日 第88回国会臨時国会委員会審議を行なわず。

昭和54年12月10日 第90回国会繼續審議。  
日税連・日税政における2億円「政治献金」問題が表面化したため、

昭和55年2月7日 第91回国会通常国会衆議院通過。  
昭和55年4月8日 同上原案に「申告納税制度の理念にそって」を挿入して可決成立した。

### (6) 税理士法改正をめぐって起きた4つの訴訟・告発事件

日税連の非民主的で政治献金を当然とする運営に対する批判として起こされたもので、

一つめは、日税連「政治献金」事件。

昭和54年12月10日、日税連・日税政の1億7千万円の賄賂性政治献金に対する有志税理士による刑事告発。

日税連側はそれに対抗して誣告罪告訴。

政治家5人は不起訴、日税連2人と日税政1人は起訴猶予（賄賂性は認めた）。

二つめは、荒木税理士言論弾圧事件。

神戸の荒木譲次税理士が昭和53年8月10日付けの朝日新聞に投稿した内容に対する日税連の弾圧事件。

昭和56年9月、神戸地裁に損害賠償等請求事件を提訴。日税連側の謝罪で和解となった。

三つめは、大阪合同税理士会会費返還請求訴訟。  
賄賂性献金分（特別会費）の会費返還請求訴訟では、一審、二審、最高裁で敗訴しているが最高裁では三好裁判官の画期的な補充意見が出されている。

四つめは、牛島税理士訴訟。

最高裁で全面勝訴。

## 第29回 横浜大会へのご案内

神奈川青税 木 島 裕 子

全国の皆様、こんにちわ。早いもので、今年の全国大会までありますところ半月。すでにご存じのとおり、今年は神奈川青税が横浜の地にて皆様をお迎えすることとなりました。横浜といえば古くは文明開化の頃より海外への玄関口として開け、現在は古きよき街並と、ハイテク未来都市が混在する不思議な魅力をもったところです。

もちろんとっくに申込はお済みのこととは思いますが、大会に対するお楽しみが倍にもなるかという横浜大会のご案内、しばしおつきあい下さいませ（ちなみにレポーターを努めますのは、去年の今ごろ同じような内容の原稿を近畿青税に依頼してガンガン督促していた元広報の木島でございます。1年たってこんな目にあうなんて、あんまりだあ）。

会場は！あの！ヨコハマといえばランドマーク、ランドマークといえばヨコハマといわれるくらい（「え？ 横浜っていったらマリンタワーじゃないの？」なんていってるそこのあなた、年がばれますよ、年が）、今や横浜のシンボル、横浜市が誇るみなとみらい21の玄関口に聳えるランドマークタワーのてっぺん、ロイヤルパークホテルニッコーです。



大会会場のランドマークタワー



大阪大会でのPR活動

JR桜木町駅のどまん前にドデーンとやたら高いビルが建っておりまして、駅から出る人、出る人皆そちらへ歩いていくので、まず、迷いようがありません。とは思いますが念の為、神奈川青税のメンバーが揃いのTシャツ（紺と黄色の2色揃い、サイズもMからLしまで取り揃えております）。当日販売しておりますので、大会の記念に、また神奈川青税の財政のためにも1枚いかが？）着てご案内に出ておりますので、なんなりとお申しつけください。

さて、いきなり始まりますのが、今回の目玉、シンポジウム「みんなで考えよう“高齢化社会と税体系”」です。最初この企画を理事会で提案したときは「そんなのできない」「大変すぎる」「シンポジウムは秋だけでたくさん」等々さんざん撋躉はかうわ、神奈川青税内でも、何をやらされてもいいからこれだけはかんべんしてと逃げまくる人間が続出するわ、担当氏の白髪は増えるわ（高齢化にピッタリ？）、どうなることかと思いましたが、なんとか頑張って良いものになりそう（ここまで宣伝したんだから頑張ってくださいよ、石澤さん）なので、乞うご期待。

とかなんとか、会員がシンポジウムだ総会だと疲労困憊している間、ご家族の皆様には優雅に客船マリーンルージュに乗って東京湾クルーズを楽しんで戴くことになっております。くれぐれも会員の方々には間違えて（故意はもってのほか！）そちらにはいかれませんように。どっちみち、定員をオーバーしたら船が沈んでしまいますので、よろしくお願ひします。



理事による大会会場の下見

総会が終わりますと、お待ちかねの懇親会です。こちらもこれぞ厚生の神奈川！と衆目を喰らせる趣向をこらしておりますので、ご紹介したいのはやまやまですが、トップシークレットだそうですので、当日までのお楽しみとさせていただきます。

そして、大会初日の最後を飾るのは、これがなかったら全国大会ではないといわれ、この企画の内容如何で大会担当単位青税の日常がわかつてしまうともいわれているナイトツアーです。

お上品な青税の模範といわれるような会員の方々には、ランドマーク最上階のバーからみる横浜の風情は格別かとぞんじます。社交ダンスを楽しもうという方はおしゃれなダンスホールがお待ちしております。そして、せっかく国際都市横浜にきたんだ、夜の国際交流を楽しもうじゃないか、なーんておっしゃる方、うちの大会実行委員長と事務局長がモミ手してご案内いたします。行先は・・・ヒ・ミ・ツ。

翌日は、日頃飲んだくれて家族サービスを怠っている会員の皆様、名誉挽回のチャンスを与えてくれるという、観光ツアーでございます。

コースは全部で4つ、いずれも神奈川の魅力を全国から見えたお客様に楽しんでいただこうと、企画いたしました。

お子さんと思いつきりハメをはずしたい方はもちろんAコース。小涌園の湯一とびあで童心にかえってはしゃいで下さい。くれぐれも露店風呂へよからぬ迷惑で近づかないように。もちろん「入出砲に出女」で有名な箱根の関所、「天下の險」と詠われた山々その他神奈川随一の観光地箱根を満喫できるコースとなっています。

手軽に横浜の雰囲気を味わいたい方はBコースがオススメ。デートの名所港のみえる丘公園から外人墓地、中華街を経てとどめはキリンビアビレ

ッジ。その名のとおりビール、ビール、ビールの山がもちろんタダで飲みホーダイ！（ソフトドリンクもいただけます）で、ついでにビールの蘊蓄も勉強できる一石二鳥の文字通りのオイシイ場所です。ただ飲み過ぎてバスに乗り遅れる人が出ないかそれだけが心配（一番心配なのが添乗していく神奈川青税の会員だったりして）。

昨年、古都鎌倉に突如出現いたしました空想の世界、それが鎌倉シネマワールドです。800年前の鎌倉武士共の夢の跡と、最新の映像技術とのコントラストをお楽しみ下さい。

そして最後にただバカになって遊びたいムキにはDコースしかありません。八景島シーパラダイスがあなたを呼んでいます。みんなでお魚になつてあそびましょー！

というわけでかけ足でご紹介してまいりました横浜大会、いかがでしょうか。もう8月4日なんて待っていられない、すぐ行きたいという気になったでしょ？

それでは最後に大会実行委員長、実行委員会の最中に何度も、携帯電話で×××から呼び出しがあったことでしょうか、鎌倉のモミアゲ旦那大澤慎一氏に意気込みを語っていただきましょう。



大澤慎一 実行委員長

「10年ぶりに神奈川で開く全国大会ということで、参加していただいた会員や家族の方に、参加してよかったと思えるものにしたいです。手作りで全員参加ということをコンセプトに神奈川青税が全力投球して準備してきましたので、是非大勢の方にきて楽しんでいっていただきたいです。私達も全国の皆さんにお会いすることを楽しみにしています。」

というわけで、神奈川青税一同、準備万端で皆様のおいでをお待ちしております。8月4日、ランドマークでお会いしましょう。

# あなたは、次の記事をどう思いますか。

神奈川青税 石澤一英

“そんなに悲観的になることはない”とお思いの方もいらっしゃることだと思います。でも、そうなってからでは遅いのです。

私達は新たな時代動向に対して、そしてかけがえのない私たちの未来を担う世代のために、皆さんと共に考えなければならないのです。

## “火の車”の国家財政

読売新聞社「YOMIURI ECONOMIC NEWS」より

### 【悲観的な未来像】

2020年ー。今の子どもや孫の世代も家庭を持った。あるサラリーマン家庭のお父さんの給料日が来た。でもここ数年ろくに上がっていらない給料なのに半分近くが税金と社会保険料で消えている。物価は上昇の一途で、子供二人ではエンゲル係数が幅をきかせ、貯金は一向に増えない。

しかも国の財政はパンク寸前で、相変わらず国債をジャブジャブ出して大借金を重ねるから、世の中の金利は上がるばかりだ。やっと購入したマンションのローン金利は10.5%で、お母さんは「おじいちゃんたちが家を買ったころは3%程度だったそうよ」と嘆く。ゴミの回収は週に一度だけで、公立でも子供の学費は高い。

ちなみに、この家のおじいさんは、65才で楽隱居のはずだったのに、受ける年金がズズメの涙で肩身が狭い。75才の今も毎日、朝から晩まで働いている。20世紀は良かった…。

以上は、未来の悲観的な想像図だが、わが国の財政がこのまま破たんに向かえばあり得ない情景ではない。

### 【高齢化の影響】

財政に対する国民負担は重くなるばかりだ。国民負担率は、国民が納める国税、地方税の総額(租税負担)と、年金、医療など社会保険料の総額(社会保障負担)の合計が、国民所得にしめる割合を示す。これが95年度見込みで37.7%だ。70%近いス

ウェーデンや、50%を超えるフランス、ドイツに比べると低水準となっている。しかしスウェーデンはすでに高齢化がピークを過ぎたと言われ、フランスやドイツは歯止めがかかっている。

日本は高齢化の進展に伴い、数が減る勤労世代の税金や社会保険料の負担がじわじわと膨らみ、国民が高福祉社会を望む以上は、2025年には国民負担率が50%程度に達する可能性が大きい。しかも財政再建が遅れれば、国庫からの支出が先細りし、それだけ国民の負担が相乗的に増えていく。

赤字財政はほかにも、為替の混乱を招き、物価や金利を上昇させて経済成長や生活向上の芽を摘む元凶だ。

以上 読売新聞社「YOMIURI ECONOMIC NEWS」より

西暦2025年の我が国は高齢化社会のピークを迎えると言われていますが、我が国の財政は高齢化社会の到来に伴う財政需要の増大の他にも次のような様々な諸問題を抱えています。

1. 国鉄清算事業団の負債（約27兆円）の処理
2. バブル景気破綻によるノンバンクの不良債権問題（マスコミ等によれば数兆円）
3. 膨大な赤字国債の償還問題（赤字公債残高約63兆円—平成7年度末）
4. ODAを始めとする国際貢献に伴う歳出増大
5. エネルギー対策・環境対策等による歳出増大
6. 農林水産問題・文教問題・その他

しかしながら上記の問題まで手をひろげることは種々の制約があり、また今回のシンポジウムにおいては、テーマが「高齢化社会における税体系」ということから、高齢化社会の到来に伴う社会保障費の増大を中心とした財政問題を念頭において議論を進めたいと思います。

それでは高齢化社会を数字で見てみましょう。

### 1. 西暦2000年の推定年齢区分別人口割合

0~14才	15.2%	19,363万人
15~19才	5.9%	7,516万人
20~64才	61.9%	78,851万人
65才~	17.0%	21,655万人

\*国連の統計によれば、65才以上の人口割合が

7 %以上が高齢化した社会と分類されています。	イギリス	1930	1980	50
2. 人口高齢化速度の国際比較	ドイツ	1930	1975	45
7 % 14% 所要年数	フランス	1865	1995	130
日本 本 1970年 1994年 24	スウェーデン	1890	1975	85
アメリカ 1945 2015 70	人口高齢化速度については、日本は驚異的なスピードであることが理解できます。			

## 第29回 全国青年税理士連盟 横浜大会

1996年8月3日(土)~8月6日(火)

### 大会スケジュール

	会員	家族
8月3日(土)	前夜祭(希望者)	
8月4日(日)	10:00~12:15 理事会 11:00~12:30 受付 12:30~14:30 シンポジウム 『みんなで考えよう“高齢化社会と税体系』 14:30~14:45 休憩 14:45~17:00 定時総会	
		13:00~15:30 家族ツアーブル 17:00~ チェックイン開始
	18:30~20:30 懇親パーティ	
8月5日(月)		オプショナルツアー
8月6日(火)		

### 大会会場・宿泊ホテル

横浜ロイヤルパークホテル ニッコー(ランドマークタワー内)

横浜市西区みなとみらい2-2-1-3 TEL 045-221-1111

「JR桜木町駅から徒歩5分」

### 実行委員会スタッフ(抜粋)

担当	氏名	テレ	オフィス所在地	電話	FAX
大会実行委員長	大澤慎一	249	逗子市桜山6-10-26	0468-71-3867	0468-73-9695
大会事務局長	野崎貴彦	340	横浜市保土ヶ谷区岩井町86-7 横浜要ビル301	045-712-6645	045-712-6646
ゼネラルマネージャー	高橋和宏	221	横浜市神奈川区台町2-5 オオマイム横浜台町401	045-313-3781	045-313-5288
広報担当	上田輝夫	256	小田原市国府津2494 ロイヤルマンション国府津306	0465-48-3393	0465-48-3319
シンポジウム担当	石澤一英	248	鎌倉市手広1727-1 チュリス鎌倉206	0467-32-0225	0467-32-3088
懇親会担当	石井孝雄	221	横浜市神奈川区台町13 ヒルトップ横浜501	045-314-0590	045-314-0592
ツアーダン	松本重明	221	横浜市神奈川区台町7-2 ハイツ横浜207益子事務所内	045-314-5081	045-314-5229

# 全国青税の記念すべき30回大会はソウルで開催！

1997年8月3・4・5日

ソウル大会実行委員長 小 池 幸 造

全青第30回大会を東京青税がお引き受けすることは、昨年の大阪大会の頃には決まっていました。

東京青税では、検討に検討を重ねた結果、記念すべき第30回大会を韓国・ソウルで開催することに決定しました。

ソウルでの開催を昨年11月の全青理事会で公表したところ、大きな反響を呼びました。「なぜ、ソウルでやるのか」「総会は誰でも参加できるところを開催すべきだ」「事故が起きたらどうするのか」「治安は大丈夫なのか」という意見から、はたまた、感情的な意見、そして時代錯誤的な意見などが相次いで寄せられました。

そこでお答えします。

## なぜ、ソウルで大会を開催するのか

全青大会は、次回で30回という記念すべき大会となります。東京青税ではこの記念すべき大会をどこで行なうのがよいのかを検討しました。東京という場所は大会開催地としては魅力がなく、東京青税が前回お引き受けしたときに札幌で開催したもの、このような理由からでした。

4年前、東京青税では韓国の税務士制度と税務行政の視察に韓国へ行きました。このときのカルチャーショックを多くの会員にも体験してもらつたら、という意見が主流を占め、そして国際化の流れの中からとり残されつつある日本を見つめ直すきっかけとなれば、との思いがこみあげてきました。それでは日本ではなく海外で、そして日本の税理士制度より進んでいるといわれる韓国の税務士制度の勉強もしようではないか、ということでソウルで開催しようということになったのです。

第二次世界大戦後、日本とドイツは驚異的な経済成長をとげ、両国は今では混迷の時期に入ったといわれています。その理由として、過去の努力に「甘えている」という点があげられています。この「甘え」が、アジアにおける日本の地位を過信していることにつながっています。つまり、日



観光客でにぎわう景福宮

本はアジアにおける求心力を失いつつあり、国際化といいながら、かえってアジアのなかでは孤立化してきているのではないかでしょうか。

われわれ税理士の業務もこのような国際化の流れのなかで無縁ではありません。日本の経済発展が衰えれば、税理士業務も衰退するのです。

会員の皆様が、アジアの中の日本を肌で感ずることのできるよう、少しでも東京青税がお役に立てばとの思いで、ソウルで開催することに決定したのです。

## 韓国税務士考試会も全面協力！

ソウル大会においては、韓国税務士考試会のご協力を得ることができました。この韓国税務士考試会とは、韓国の税務士で正規の国家試験合格者の会です。

大会2日目（8月4日）には、考試会主催でシンポジウムを開催します。題して「日本と韓国の税理士制度と税務行政」。このシンポジウムでは両国の税理士制度の相違の実態や両国の税務行政の実態を中心にパネルディスカッションを行ないます。

大会3日目（8月5日）には、青税と考試会メンバーによる親善ゴルフ大会を考試会主催で行ないます。ゴルフ好きの方、是非ご参加を。ただし考試会のメンバーはゴルフが大変上手とのこと。

来年の全青第30回大会は、記念すべき大会にふさわしく、きっと皆様に満足のいくよう、東京青税一同汗を流して頑張ります。多くの多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

## 東京青税ソウル大会下見旅行記～不思議な国 韓国～

東京青税 池 部 悅 子

### 韓国は近い

私にとって初めての韓国旅行のチャンスがやつて来た。胸をわくわくさせながら、飛行機は成田空港からソウルへ向け離陸した。高度一万メートル、晴天なり。機内食が終わり、後方のドアの窓から外を眺める。広大で美しい地球を目の前にすると心も洗われる。飛行機はすでに着陸体勢に入っていた。東京一福岡程の飛行時間だ。そして、ソウル金浦空港に着陸した。それから私の韓国という不思議な国、いや懐かしいという言葉も捨てがたい、そんな韓国を体験することになった。

### 韓国の税務行政

タイムトラベルに乗って、時代は20年前の東京へ。しかし、立派なホテルは現在の東京と変わらない。日本が丁度高度成長期真っ最中のころ、そして高度成長期には貧富の差が激しくなるのは世の常であるが、まさに今の韓国がそのようでした。

さて、経済については日本もぼやぼやしていらっしゃるが、行政についてはどうだろうか。税理士制度があるのは、ドイツ、日本、韓国だけです。韓国は日本の制度を見習い今日に至っているが、逆に日本は韓国の税理士制度に学ぶべきことが多い。そして、韓国の税務行政は、日本の税務行政よりも民主的と聞く。やはり税理士として韓国の税務行政を見てみたい。

### 焼肉がおいしい

初日は、大会時の会場視察と博物館を見学した後、待ちに待った夕食です。本場の韓国で焼肉が食べられる。皆の目つきが変わった。そして、話し声が消えた。ただ、皆のお皿の前には、次々に積まれる骨の山だけ。こんなに皆にしゃぶられれば、牛も本望だろう。



### 民族村で韓国の歴史を知る

二日目は、韓国民族村を見学した。ここはぜひ見学の予定に入れられるよ。昔の韓国を知ることができる。それだけでなく、実は民族村で食べたチヂミ（日本風お好み焼）と、果実酒みたいな「マッコリ」というお酒の味が忘れられない。チヂミとキムチの組み合わせは最高だ。そして夜は、コリアハウスでの韓定食と古典舞踊観賞。何で中味の濃い旅行なんだろう。

### アカスリはやみつきになる？

三日目は、ロッテワールドで自由行動。東京ディズニーランドを知っている者には、少し物足りない。と意気がって言ったものの、ジェット・コースターでは冷や汗タラリ。午後、念願のアカスリへと繰り出した。東京にもあちこちにあるようだが、やはり韓国の方がサービスもよく安い。一度やったらこれまたやみつきになるのは覚悟です。

### イムジン河の水清く……

四日目、数名の仲間と地図を片手に地下鉄に乗った。危うく逆の方向へ行くところだったが、楽しい一時であった。それからバスに乗り板門店より15キロ程手前の地点まで行った。♪イムジンガン水清く、とうとーとなーがーる♪懐かしい歌が頭に浮かんでくる。川の向こうの北朝鮮は美しく、忘れてはならない歴史のひとこまをあらためて頭に刻んだ。

### やはり「百聞は一見にしかず」

楽しかった下見旅行もアッという間に過ぎてしまい、気がつけば帰りの飛行機の中でした。何と不思議な国だったろう。思っていたのと実際にやってみて感じたこととのギャップが大きすぎた。反日感情が激しいだろうなんて思っていたが、表面上は全然そんなことはなく、一部の報道を過大に考え過ぎていたのかもしれない。「百聞は一見にしかず」なり。

着陸の振動に現実の世界へと舞い戻された。外国へ行ったという感じは全然しなかった。「外国」という意識を持つこと自体が、すでに時代遅れなのかもしれない。2002年ワールド杯サッカーが日韓共催で行なわれる。同じアジア人、同じ地球上の人だ。グローバルな感覚を身につけるためにも是非30回ソウル大会を成功させたい。

# 韓国の税務行政及び税務士制度に学ぶ

東京青税 近藤忠憲

平成8年4月21日より23日にかけて、東京税理士会豊島支部法対策部での韓国ソウル税務士会訪問の旅に参加した。東京青税・神奈川青税・埼玉青税とで韓国税務士会及び韓国税務士考試会を訪ねたのが1992年10月のことであるから、約3年半ぶりの訪問である。

昨年の9月、ソウル税務士会（設立時はソウル地方税務士会だったが誤解を受けやすいところで現在の名称となった）と東京税理士会が友好協定を結んだ関係で、今回の訪問の窓口はソウル税務士会がなってくれた。

税務士制度及び税制についての改正事項や、前回訪問時よりさらに明確に判った事項について、また訪問した鍾路税務署について報告をしたい。

## I 税務士の資格取得の条件

税務士の資格取得は、(1)税務士試験合格者、(2)国税行政経歴5年以上で一般職5級以上の公務員、(3)公認会計士、(4)弁護士、に与えられる。

税務士試験はむずかしいことで知られている。一次試験と二次試験があり日本のような科目別合格制度は採られていない。一次試験の合格者は次年度に限り一次試験が免除される。(試験科目の詳細は東京青税が1993年7月に発行した「韓国の税務士制度と税務行政および権利救済制度」を参照のこと) 合格率は1%前後といわれている。

税務職員は10年以上の経験者で一次試験が免除され、20年以上の経験者で直税分野5年以上の者は二次試験の税法科目が免除される。

税務士の資格取得の要件である国税行政経歴5年以上で一般職5級以上の税務職員とは、日本の税務署に当てはめると副署長クラスになるのではないだろうか。韓国では副署長制度がなく、署長のもと、総務課長、所得税課長、法人税課長、附加価値税課長の4人が5級職とのことであった。

これまで、税務士の受験資格に大韓民国国民とあったが、今年より削除されたとのことである。

## II 税務士数と資格取得構成比率

税務士の数は、1996年3月現在で3,337名、うちソウル税務士会は、1,492名、44.7%を占める。資格取得別構成割合は、試験合格者1,943名（構成比率58.2%）、国税経験者835名（構成比率25.0%）である。1992年10月現在、試験合格者が1,386名、国税経験者が729名であったので、試験合格者の登録者数が国税経験者と比べ増加数が多い。

日本のように税務職員OBがほとんど登録するのと違い、試験制度を何回も改正した結果、国税経験者は一部のものしか登録できなくなっている。

## III 税務調査と事前通知

税務士法は税務士が署名押印した申告書、申請書等に関して調査する場合には、当該税務士に対して調査の日時、場所を通知しなければならないと定めている。また、1989年の改正では、税務士は調査に際して意見を陳述することができるようになった。

実際に税務調査の事前通知は100%行なわれているようである。

今回訪問した鍾路税務署の署長に税務調査の選定基準について聞いてみた。

税目別に選定基準は違うとのことだが、所得税に関していえば、所得税の標準率以下の納税者についてさらに書面上の基準があり、そこに当てはまる納税者はすべて調査を行うことである。

実調率は、所得税が4%くらい、法人税が実地調査2.8%、書面調査9.5%くらい、附加価値税が4.8%くらいであるとのことである。これまでには法人税、附加価値税は別々の調査であったが、これからは同時に調査される方向であるとのことであった。

## IV 鍾路税務署訪問

韓国税務士会館よりバスで約20分、ソウル市内の新しい商業地と伝統的な町並みが併存し、税務署では一番古いという鍾路税務署を訪問した。

税務署ごとに税務士協議会があり、協議会とは日本では税理士会の支部に当たるわけだが、今回は鍾路税務署の徐俊錫会長が同行してくれた。

金鍾路税務署長はまだ若く（50歳前後くらい）、幹部職員を紹介し、鍾路税務署の業務現況の説明に統いて私たちの質問に答えてくれた。

### 1. 鍾路税務署の概要

管轄する鍾路区は、人口が約26,000名、税収が約4,464億ウォン（約640億円、韓国国税庁の税収の約1%を占めるということ）。署長のもとに前述の4つの課があり、11の係がある。税務職員は一般職72名、機能職11名の合計83名である。

特徴としては、有名商店街がいくつもあり、電子・半導体・書画骨董・楽器などの業種が多く、あの有名な「現代」の本社もある。直接税の比率が高く、74.7%を占めるとのことである。

所得税の納税者は1,677名。担当職員は5名。ほかに財産税（譲渡税・相続税・贈与税）の納税者が307名。担当職員5名。

法人税の納税者は983件。担当職員は14名。

附加価値税の納税者は11,797名。担当職員25名。

日本と比べ、所得税、法人税の担当職員が少ない。

### 2. 税務士協議会との協調

所轄の税務士数は62名である。記帳代理の件数は3,252件で、このうち税務調整計算書の添付者は2,034件であり、一人当たり平均54件くらいとなる。

これまで、韓国の所得税は申告賦課課税制度であり、課税標準申告であったが、今年より申告納税制度に変わったとの説明を受けた。

一定の収入金額の納税者（不動産貸付5,000万ウォン、製造業3億ウォン、卸・小売業5億ウォン）に対しては税務士の税務調整計算書を添付するようにし、未添付の納税者には20%の加算税を課すことになったとの説明には驚かされた。

税務士が作成した調整計算書が、そうでないものに比べ、署でのチェックの厳しさがかなり緩和されていることからも、税務士会と税務署との協調関係は相当良いといえるのではないだろうか。

### 3. 質疑応答から

こちら側の質問に丁寧に答えて頂いた後、税務

署長さんも税務代理制度に興味があるとのことでいくつかの質問を受けた。韓国では政府は税務士を法人化したいと考えているが日本ではどうなのか。納税者からの損害賠償に対する保険はどうになっているのか。日本の税理士の年収・所得水準はどうなのか。韓国の税務士事務所職員は女性が圧倒的に多いが、日本では男性も多いと聞くけれど事務所経営の採算はどれなのか。等々

また、直間比率のことでも話題になり、韓国はこれまで間接税の比率が高かったが、これからは直接税の比率を高めるべきであるとの意見をお持ちであった。

### V おわりに

韓国も低成長時代に入っているが、日本との所得格差は確実に小さくなっている。訪問した税務士事務所の李碩揆所長の事務所経営上の最大の悩みは、職員の確保とのことである。数年前、日本の税理士業界で起きた人手不足が、現在の韓国の状況ではないかと思う。

韓国税務士会は日本の税理士制度をよく研究し、税務士法の改正に良い方向で反映させていると感じる。既に、牛島税理士訴訟の最高裁判決も承知していた。

韓国では、税務士法や税務士法施行令・規則の改正が度々行なわれている。日本が昭和55年以降一度も改正されていないとの大きな違いである。韓国の税務士の社会的評価が、日本の税理士に比べて高いのは、この辺に大きな要因があるのではないかだろうか。

来年、全青税の30周年定期総会が韓国のソウルで開催されることになったが、韓国の税務士制度を学ぶ良い機会ではないかと思う。



鍾路税務署の金署長（中央）

## 韓国税務士考試會訪日研修団を迎えて

東京青税 木下盛弘

去る6月25~26日に、韓国税務士考試會の一行28名が、日本の税務行政及び税理士制度の研修のため来日した。団長は李允魯会長で、30歳台の若手から60歳台のベテランまで構成されている。

今回、東京税理士会豊島支部を通じて東京国税局の豊島税務署を訪問し、東京税理士会・データバンク・日税研の訪問によって日本の税務環境を実地見学するのが狙いだと伺った。

豊島支部の幹部役員に名を連ねている私も、今回の受け入れにあたっては、支部を挙げて全力で取り組む一端を担うことになった。

最初の難問は、豊島税務署が受け入れをしてくれるまでの折衝に膨大な労力が費やされたが、ことによると徒労に終わるのではないかと危惧を抱かされたことである。やはり東京青税会員である、豊島支部総務部長末木崇と法対策部長我妻憲利の真摯かつ粘り強い交渉の結果、公務員の守秘義務に関わる考慮が必要な質問には一切お答えできないとの条件つきながら、署長以下全副署長および幹部（総務課長・補佐、主要統括官）の計13名が対応してくれることになった。東京青税が1992年秋に訪韓した際、西大門税務署がしてくれたのとほとんど形式的には同じ対応をしてもらえることになったわけである。随分と手間がかかったのは、何分にも前例がないのでというわけでいちいち東京国税局にお伺いをたてなければ署からの応えが帰ってこないということが原因だったらしい。

次の問題は、韓国税務士考試會の組織が判るにつれて、韓国税務士会一行を受け入れるつもりでいた支部幹部役員の態度が変わりだしたように見えてきたことである。さて、豊島支部をあげて一丸となって事にあたることができるかどうか不安になってきたのである。そこは、青税活動にも桜友会活動にもふと腹なところを見せる金井塚清支部長のこと、元全青税会長増田恵一副支部長とともに強力な指導力を發揮してくれたので万全の準備ができたと思っている。ただし、頼りになるのは青税会員だと思い、私も根回しに精を出した。

やはり最後まで気になったのは、用意周到でも

「上手の手から水」もあるということだった。

6月25日、昼少し前到着の大韓航空機で来日した一行を1992年の訪韓団団長の近藤忠憲会員（現東京税理士会理事）と我妻会員が、やはり訪韓の時絶大なサポートをしてくれた関信税理士会浦和支部の孫準会員とともに、成田空港へ出迎えに行き、一行はバスで昼食をとりながら、豊島税務署へ直行した。

携帯電話で連絡を取りながら、豊島支部事務局で待機する支部長・増田副支部長・末木部長・事務局職員とともに私も万全の受け入れ準備に努めた。席次票を作ろうとしたがFAXで送信された参加者名簿の記載が不鮮明で、ワープロを打つ職員が困惑しているため、バス車中で直接本人からどういう文字なのか聞きとつもらったり、税務署との約束の時間に間に合うようにバスが進行しているかの経過報告を受けたりなど、携帯電話という文明の利器の有難さをつくづく考えさせられたものだった。

税務署訪問は上記3名と近藤・我妻・孫の3名が立ち合い、後で聞いたことだが、案の定、税務調査対象の選定基準を知りたくて全申告者に占める調査件数の割合を最初の質問としたところ、守秘義務に関わるといつて回答が拒否されたとのことである。以後これでは質問してもしかたないと諦め、考試會の一行もおとなしく署内見学についていったとのことである。ただし、署側では私たちが今年4月訪韓の際に鍾路税務署で作ってくれた資料とほぼ同じような資料を用意してくれており、署長自ら説明をしてくれたとのことで、署側も出来る限りの尽力をしてくれたものといえる。心を込めて感謝の言葉、カムサハムニダ！



考試會一行と豊島署・豊島支部幹部

署での不完全燃焼をとりもどすかのよう、支部への表敬訪問の際にはたいへんな盛り上がりとなり、質疑応答・税理士事務所訪問での活発な情報交換が行なわれた。韓国では今年度分から所得税も日本と同じ完全な申告納税制度になるため、提出した申告書に対する調査に関することで多くの疑問があり、古くから実施されている日本の、税務当局（現場の税務署）での、現況について質問したかったらしい。これには署では充分な情報が得られなかつたため、増田副支部長が税理士として答えられる限りの答えをして、充分とは言えないけれども納得してもらったのである。

前東京税理士会会长で元東京青税会長の関本和幸会員が会長を務める日韓友好税理士連盟と共に韓国税務士考試會訪日研修団の歓迎会を池袋の和風レストランで行ない親睦交流を深めた。関本会長が4名の若い女性通訳を連れて来て下さり、各席にそれぞれ通訳として配してくれたので話題が日韓の税理士・税務士の制度・組織に関するこことや税務行政に関することはもちろん、社会・文化に関することまで広範に及び貴重なひとときを過ごすことができたと思う。

今年4月の訪韓の時にも感じたのだが、韓国人男性は酒がまわってきてお酌が交わされる回数が増えてくると正式な姿勢でお酌を受けるのだ。つまり左膝で立ち右足を一步前へ出し左手で右脇を押さえ右手で盃を前へ出すという姿勢をわざわざ作ってお酌を受けるのである。しかも、訪韓の時は焼酎の「真露」をストレートで一気に飲み干し返盃が返ってくるのでゾッとしたが、さすがに日本に来てそこまでする人はいなかったのでホッとした次第である。

また、さすがに韓国の社会ではエリートであるらしくその紳士的態度は老いも若きも立派なものでハメをはずして酔っぱらうということがない。出された日本食の料理も好き嫌いなくたべるし、しゃぶしゃぶの食べ方にもすぐ慣れてしまい、ハタから見れば全員が日本人とも韓国人とも判らなくなる。来賓を代表して挨拶をしていただいた、平山玲晃東京税理士会会长が「遠くの親戚より近くの他人」の言葉を引き合いに出して、日韓の近さを協調したのも深い意味があったのである。

最後に心のこもったお土産の贈呈を行なったが、支部宛には特製の青磁の壺を、懇親会参加者全員

にはやはり青磁の香炉をいただいた。我々からは会員名鑑・日税連研究論文集等の資料数冊を考試會宛に、一行全員にはゴルフ好きが多いとのことで、特製ボール詰め合わせと特製シャープペンを贈った。

6月26日、早朝より近藤・我妻両名が付き添い、東京税理士会への訪問が行なわれた。事前に申し入れてあった質問事項に充分な回答ができるようになると、会長はじめ担当幹部役員9名で東京会側が会談に臨んでくれたので、考試會側にとっても満足のいく懇談ができたのではないだろうか。

考試會の質問は、東京会の関連団体の運営状況や税理士報酬制度・高度情報化社会における税理士会の対応などで、特に電子申告について深く重大な問題点についての質疑応答がなされた。この電子申告の問題については、すでに導入され定着しつつあるアメリカ・カナダの実状に詳しい渡辺一専務理事がていねいに答えていたと、我妻会員から聞いた。

昼食をとりながら、午後1時あたりまでの長時間に渡り実りの多い懇談会を設けてくれたことに深く感謝をしつつ考試會一行は次の予定に移っていった。

初来日のメンバーを中心とした14名の都内観光グループと、データバンク・日税研視察の14名との2つのグループに分かれての行動になった。観光グループがバスで出発するのを見送り、視察グループはデータバンク室で坂内直治東京会副会長の一通りの説明を受け、判例検索の実際のオペレーションを見せてもらった。ソウル税務士会の孫研修委員長があらかじめ用意してきたのであろうが、きわめて技術的に高度な質問を真剣に行なったとのことである。これに対してはデータバンクの現状や現在取り組んでいる税理士情報ネットワークシステムの構築で充分問題に対処できるとのことが詳しく回答されたとのことである。

次に、視察グループの一行は、我妻会員に伴われて、JRのE電で田町へ移動し、芝浦の（財）日本税務研究センター視察を行なった。

考試會では、この日税研が日本の税理士のシンクタンクであるとの認識から実際にどのように維持運営されているのか、どのように日本の税理士に役立っているのか強い興味があったとのことである。組織図をもとにした運営全般の説明のあと

実際の利用のしかたを見た一行は、特に図書室に収蔵されている資料の豊富さにおどろき、韓国税務士会でもこのように充実させたいとの声が多かったとのことである。

その場で、李会長を含む3名が賛助会員として会費を支払い、入会手続を済ませたとのことである。

初の東京都内観光に出かけたグループは、バスで銀座・秋葉原・皇居などの名所を車中から見学し、東京タワーに登って東京都心部を見下ろした（小雨にけぶって見えなかつたのでは？）とのことである。

観光グループからは、町中にカラスが多いことや豊島支部のある池袋には自転車が多いのに銀座には少ないのはなぜかということが疑問だとの声があがつたようである。

夕刻より、全国青税・東京青税共催による歓迎会が新宿三井ビル54階の中華料理店で開催された。

岩田会長の挨拶に引き続き、懇親会に先立って行なわれた意見交換会では、あらかじめ寄せられていた税務調査に関する質問事項に対して、小池幸造ソウル大会実行委員長が用意してきた回答書にもとづき説明し、考試會のメンバーには通訳である李副團長が回答書を翻訳して読み上げ説明した。



歓迎の挨拶をする岩田俊一会長

考試會側から壺と香炉の記念品を頂いた返礼に、青税側からは、青税の出版物数冊及び英文による日本の税制の文献を贈呈した。

名古屋青税から上京して参加した、高取俊二会員の乾杯の後、会食に移った。

宴たけなわとなり、小池ソウル大会実行委員長から来夏のソウル大会の概要の説明があり、これに対する協力のお願いをしたところ、李会長以下メンバー一同に絶大な協力を惜しみなく尽くして下さるとの約束をしていただいた。今秋には実行委員会で第二次の下見旅行のため訪韓するが、そ

の際、オプショナルツアー・ゴルフ大会・シンボジウムなどの準備にさっそく協力していただけたことになった。

最後に、埼玉青税の岸生子代表幹事の音頭で、日本式の手締めである3本締めでこの充実した歓迎会のひとときをお開きとした。



李允魯会長と小池幸造実行委員長

考試會の一行は、近藤会員とともにバスでホテルのある池袋へ帰路を急いだ。

我妻会員と私も加わり、ホテルのラウンジで、李会長以下5名の考試會メンバーとのささやかな反省会が行なわれた。

この2日間は、限られた時間の中でそれこそ貪欲なままで、日本の税務の現状のさまざまな側面を実体験しようとの意気込みの感じられる一行のパワーに圧倒されっぱなしであった。また、一番心配していた道路事情が考えられぬほど順調で、バスでの移動が交通渋滞に巻き込まれることがほとんどなかったのは本当に幸いだったし、予定していた時間通りにすべての視察が滞りなく消化できて満足しているとの感謝とねぎらいの言葉をいただいたときには、疲れが雲散するかのような気分であった。これは、近藤・我妻両会員も同じであろう。

韓国を訪問したことのある方なら御存じの通り、交通渋滞の激しさは金浦空港を出てソウルに向かう道で誰でも体験するはずだが、考試會の一行にこの2日間の交通状況が東京のいつものものと思われたら、間違った情報をインプットしてしまったことになるのだろう。

なお、考試會の一行は、6月27日から観光旅行に移り、仙台・青森・函館と周り、7月1日に千歳空港からの直行便で帰国する予定であると伺っている。メンバー全員が無事帰国できることと思うが、これからも友好を深め、お互いに国民のためのすばらしい税理士制度構築のため情報交換が強く行なわれることを望む。

## 今、岐阜青税では

岐阜青税会長 高橋 和宏

岐阜青税（正式には岐阜県青年税理士連盟）は、現在、会員数は80名弱で、主に岐阜市とその周辺の税理士で構成されています。

昭和52年7月設立以来、今年で設立20周年目を迎え、会員相互の親睦と研修、そして税理士会の発展と税理士の社会的地位の向上を目的として活動しています。

この4月に定期総会があり、新執行部によって「原点を見つめなおし、時代に即応する。」をモットーに活動を始めています。

### \* 地域に根ざした活動

岐阜青税は、地方都市における青税という特性から、地域に根ざした活動がその特徴になっていっているのではないかと思います。

そのひとつには、「市民のための税金相談」の開催があげられます。毎年2月のはじめに一般市民の方を対象に簡単な講義と無料税務相談を行なっています。所得税の確定申告の直前と言うこともあります。熱心に相談に来られる方が年々増えています。この活動も今年で5年目を迎えました。青税、税理士のPRと地域への貢献という目的を持って、税理士会主催でも税務署主催でもなく、岐阜青税主催ということに意義をもって行なっています。

また、若い税理士は、日頃なかなか税務署幹部の方と直接話ができるのが実情ですが、年1回地元税務署幹部の方々との懇談会を開催し意見交換を行なっています。税務署側にもたいへん理解をもって接していただいており、これも先輩会員の苦労と日頃の活動の成果だと思っています。

さらに、広報関係では、地方新聞社とのパイプを持ち、総会、市民のための税金相談などの開催時には記事が掲載され、青税のPRの一助になっています。

このように、地域密着型の活動を通して、少しでも岐阜青税が認知されるよう努力していきたいと思います。

### \* 組織の問題

現在、岐阜青税では、40歳までに入会した者がすべて会員資格がある事になっています。したがって、会員の極端な減少はないものの、新規会員の伸び悩みにより会員総数の増加があまり見られません。

また、会員の所在地を見ると岐阜市とその周辺（税理士会の支部で言うと岐阜北支部と岐阜南支部）で約97%パーセントをしめています。岐阜県青年税理士連盟と名が付くからには県下全域で会員が組織できると良いのですが、地方では若い税理士の数も少ない様子で青税の支部を結成するということも困難なようです。

この2点が岐阜青税の組織の問題点です。前者については引き続き会員増強を行ない、後者については、まず岐阜市周辺の大垣支部、関支部あたりを攻めていく作戦を練っています。

### \* 20周年記念事業について

今年、設立20周年を迎えるにあたって、20周年記念事業実行委員会を組織し、秋には記念事業として講演会を予定しています。講師には、株式会社龍角散の会長で税制調査会特別委員である藤井康男氏を迎え、企業人から見た税制等について語っていただく予定です。また、この講演会も地域へのPRをかねて一般の方々にも参加を呼びかけたいと思っています。

また、同時に無料税務相談を行なう予定となっています。

「いま、岐阜青税では……、この節目の年を機に更なるバージョンアップをはかろうとがんばっています。」というところでしょうか。



岐阜での理事会（正面左2人めが高橋会長）

# 最近の全青税の組織問題を考える

組織部長 森谷 修一

最近の組織問題とは、課税庁側に対しては必要ならば批判的態度をとるという東京ないし関東の各単位青税と、対立より「和」を尊ぶべしというそれ以外の地域の各単位青税との基本的な運動方針・路線が不一致となり全青税全体の活動を旧来より衰退化させているのではないかという危機感を会員に持たせかねないということである。それがひいては組織の弱体化につながり青税の諸活動の停滞化へと向かうのだ。

課税庁側との関係については、全国各地の会員の声を聞いたところによると、かなりの地域差があると考えざるをえない。私なりに東京を例にとって、課税庁側との接し方を言わせてもらえば次のようにになる。

東京都だけで49もの税務署があり、その職員はほとんどが2年ほどの短期間で移動する関係から同じ調査官に出会うことがない。(違う関与先の調査を同じ調査官にされたなんて聞いたことがない!)また、関与先の移動も激しく、調査立会でへたを打てば顧問契約解除はまず間違いない。ここは一発、言いたいことを言って、「社長、あたしは今、あんたのために税務署に怒ってますよ」という姿勢を見せなければ商売にならんのです。調査に来た担当官だって心得たもので、それを根に持つて仕返しをなどと考える輩はいません。(そんな馬鹿げたことをされたなんて、これまた聞いたことがない!)

地域差は、自分たちの身近にない物として、これを受け入れ、学ぶべきところだけ取り入れたらいいじゃないですか。何で否定し拒否するの。

ついていけないと感じるところだけパスすればいいじゃないですか。

そのように広い心をもって、新取の気鋭で臨むのが「青年税理士」の本当の姿なのではないですか。もちろん優柔不断になってはいけないが。

なにより問題なのが、全国青税と会員との間に距離があるという声がしきりに聞こえることだ。

「何をやっているのか解らない」と感じている貴方に言っておきます。

解らなかつたら理事会を傍聴に来なさい。毎月

全国各地でやるんだから。みんなが参加できるようにと各地でやるんだから。理事だけしか来ないんなら、全国の理事に旅費の補助を出して、毎回日本の真ん中の名古屋でやればいい。

理事会でいかに真剣に口角あわを飛ばして議論を深め一丸となって諸問題に取り組んでいるか、実体を知らないで文句ばっかり言っている者は、はっきり言って横着で「青年税理士」の風上にも置けない。何か文句があるなら理事会に出て来なさい。みんなで議論して解決の道を探ろうじゃないか。匿名で手紙を出すなんて姑息なことをするな。

また、理事となった者は単位青税の代表者として理事会に出席するのは当然だ。理事会に一度も出席せず、会務の執行をめぐっていかに苦惱し奮闘努力しているか理解をしようとする者、これからだって理事会に出席しようとする気のない者をかき集めての「選挙」をやるなんていったい何の意味があるのだ。理事会に出席しない理事は、その職責を果たしていないわけだから、そのような者の意向を仰ぐなんていう「民主主義ごっこ」に振り回されるのはウンザリだ。

よく「この程度の有権者にこの程度の代議士」といわれるが、「この程度の会務運営にこの程度の組織」と言われることがないよう、任期満了を前にして、次の執行部、次の組織部長に要望しておくために以上の主張を述べたことを申し添える。

せっかくみんなで仲良く組織の活性化を目指して頑張ってきたのに、今度の「選挙」にはたいへんな労力と時間をとられてしまい本来の事業活動に対する時間の削減をせざるをえなかったことは返すがえすも残念でならない。これが全国青税の組織の弱体化の引き金にならないことを心より祈る。



熊本での理事会のあと水前寺公園で

# 国会陳情活動報告

総務部長 福島 秀一

通常国会も終盤に差し掛かる6月13日に、全国青税では会長をはじめ法対策部のメンバーを中心として国会陳情活動を行なった。

当日朝はあいにくの雨であったが、10時に衆議院第二議員会館ロビーに集合した16名のメンバーは、三つのグループに分かれて衆議院・参議院の法務委員会・大蔵委員会の委員を対象として陳情を行なった。

## (1) 陳情項目と概要

陳情項目は、かねてより理事会で審議を重ねて決定した次の4項目である。

### ①住民基本台帳ネットワークシステムに関する陳情

自治省行政局長の私的諮問機関である「住民記録システムのネットワークの構築等に関する調査研究委員会」の最終答申では、納税者番号制度としての利用も可能である旨の報告をしている。

全国青税は、これに対して、このシステムは国民総背番号制そのものでありプライバシー保護の措置が不十分な現状では導入に反対なので、その導入阻止にむけて次の点を陳情した。

- (a)立法府である国会での十分な審議の実現
- (b)システムの維持運営に莫大な費用がかかる点の検討
- (c)十分なプライバシー保護策の制定

### ②情報公開法に関する要望

行政改革委員会行政情報公開部会より発表された「情報公開法要綱案(中間答申)」は、当初の期待に反して、行政機関の秘密主義を改めるには極めて不十分な内容となっている。

そこで、国民の「知る権利」を十分に保障するために対象の拡大等の点を陳情した。特に税理士として、「税務に関する法律の立案等に関するもの」および「納税者本人に関する情報」については、強く公開を求めた。

### ③民事訴訟法改正案に関する陳情

6月7日の衆議院法務委員会で可決された民事訴訟法改正案では、提出を義務づける文書から官公庁の文書を当面除外する等、不十分な箇所が目立った。

そこで、納税者の権利を守る観点から参議院における十分な審議を要求した。

### ④消費税率アップ中止を求める陳情

全国青税は、従来より消費税の欠陥を指摘し、見直しを求めてきたが、税率アップの見直し期限が近づいて来たことからその中止を求めて陳情を行なった。ことに今回の消費税の改正は、結局は財政再建につながらないこと、さらなる税率アップになる可能性が強いこと、景気回復を遅らせる事、中小零細事業者には過酷すぎること等を指摘し、以下の点を強く求めた。

- (a)消費税率アップは中止すること。
- (b)簡易課税制度や限界控除制度など中小零細企業に対する措置を引き続き維持すること。
- (c)財政危機をもたらした政府の責任を明確にし、その上で歳入と歳出を抜本的に見直すこと。

## (2) 今後の展望

住民基本台帳ネットワークシステムに関しては今後議論が盛り上がりがてくることが予想されるが、コンピュータ全盛の現況では国民の間にあまり違和感もなく、制度化を容認してしまう虞が多分にある。そこで、今後もシステムの危険性を訴えるとともにプライバシー保護策を講じるよう運動していく必要があるだろう。

情報公開法については10月に要綱案の最終答申が出て来る予定である。従って、それまでに我々が特に要求する点を強く訴え、行政手続法において税務に関する事項が摘要除外になってしまった轍を踏まないよう注意する必要がある。

民事訴訟法は残念ながら参議院も通過してしまったが、今後情報公開法の制定に関係して見直し作業が行なわれると予想されるので引き続き運動をしてゆくべきである。

最後に、消費税については、閣議で5%になることが決まってしまったが、法律に定められた見直し期限が8月まであるので引き続き粘り強く運動をしてゆくべきであろう。

陳情を終えた後、メンバーの一部が参議院の法務委員会の傍聴を行ない、委員会審議に生で触れるという貴重な経験をすることができた。

最後に、陳情活動に参加して下さったメンバーの皆さんに心より感謝の気持ちを申し上げたい。

# この1年間を振り返って

会長 岩田 俊一

## 1. はじめに

鹿児島・岡山・刈谷西尾の各単位青税の全国青税からの脱会により、ここ数年来の全国青税の組織問題については理事会等で幾度か議題にあがってきた。この過去の理事会等で審議された全国青税の組織問題を踏まえて、私はこの一年間全国青税の内部組織の充実と全国青税創設当初の「国民のための税理士制度の確立」という理念を念頭に活動してきた。

以下、昨年の大阪大会において会長に再選されてからのこの一年間の活動を報告致します。

## 2. 全国大会について

第28回大阪大会は、大阪府支部を中心とした近畿青税の皆さん的一年間に及ぶ動員活動により、多数の青税会員の出席を得、成功の内に終了した。

これは、一昨年の千葉大会で販売した前売券・同じく千葉大会における派手なパフォーマンスの動員要請・手の込んだチラシやパンフレットの作成・綿密な各単位青税への出張動員要請・大阪大会翌日の企画等、まさしく「受けたからには徹底的にやろう」と言う近畿青税の皆さんの中力と言うものを感じさせるものであった。

全国大会は、年に一度、全青会員が全国青税の運営について質問をする唯一の機会である総会と、会員同志ならびに会員と家族の親睦をはかる懇親会や翌日の旅行からなる。横浜大会では、総会の前に、「高齢化社会と租税体系」というテーマでのシンポジウムが行なわれる。この内容については神奈川青税の指導により各単位青税の担当者が発表をし、全会員参加型のシンポジウムになる予定である。また、懇親会や翌日のオプショナルツアーについても神奈川青税の充分な下見により楽しい催しが予定されている。このような内容については、一年ほど前から神奈川青税より理事会に報告があり審議してきた。

また、第30回記念大会は東京青税が引き受け、韓国ソウルで開催されることが理事会で承認された。その間、費用の問題・海外での危険の問題・何故ソウルで行なわれるのかといった質問が理事

会で提起され、数回にわたり東京青税から説明を受けることとなった。

以上のように、全国大会の具体的な運営は毎年理事会で報告され討議して行なってきたが、本年は特に内部組織の拡充の一環として、総会のあり方・大会のあり方・大会前のシンポジウムのあり方等に理事会の時間を割いて討議してきた。いずれにせよ全国大会を成功させることができることが組織問題を解決する一つの方法であると考えている。

## 3. 秋季シンポジウム

秋季シンポジウムは、昨年11月18日に東京税理士会館で行なわれた。従来の一泊二日型から日帰り型に変え、多くの単位青税会員が発表者となり、低廉な参加費用・会員の興味を引くテーマと内容等のため、多くの出席者を得ることができた。

秋季シンポジウムも全国の会員が参加できる催し物である。多様化している税理士業務の中で税理士個々の能力を向上させるためにも秋季シンポジウムの必要性は当然求められるべきものであり、特に発表者は当日の発表までに多くの時間と労力を費やすこととなる。しかしながら、発表者にとってはそのような研究活動を行ない大勢の前で発表することは今後の税理士業務に対する大きな財産となること信じる。今後も若手の税理士を中心とした発表活動が行なわれることを期待している。

## 4. 税理士制度について

日税連が公表した「税理士法改正のためのタタキ台」に対して、全国青税は平成4年に意見を取りまとめた「税理士法改正に関する意見」をもとに検討してきた。従来から「真に国民のための税理士制度の確立」を目指してきた全国青税は、納税者の権利を擁護するための税理士の使命の確立・資格取得制度としての税理士試験の一本化・税理士の自治の権利の確立・日税連の民主化等を基本的な柱として理事会において意見を取りまとめた。

まず、日税連「タタキ台」の内容の確認をすべく、昨年の役員研修会において「タタキ台」の内

容の検討をした。

その後、当連盟「意見」が平成4年に取りまとめたものであるため現在の税理士業界を取り巻く状況と整合性があるのか、また当時の理事があまり居ないため再度その内容の検討を行ない、その結果、「タタキ台」に対する意見を補足する参考資料として「意見」を添付して意見書の提出を行なった。なお、当連盟「意見」の中に申告書の閲覧謄写権を要望する条項があり、当時の作成者である辻村会員が、昨年京都地裁で判決のあった税理士の善管注意義務違反事件の裁判において、参考人として出廷した。

## 5. 行政手続法パンフレット作成

全国青税は、税務行政の適正手続の確立を目指してきた。しかしながら、今回の行政手続法は税務行政に関する適正手続がほとんど適用除外となっているため、現行の行政手続法において税務行政に関して何が適用除外となるのか個別具体的に検討する必要があるとの認識のもと、パンフレットの作成が理事会で承認された。

全国の単位青税会員から行政手続法パンフレット作成のための委員を募り、税理士実務に役立つものを作るという立場にたって原稿を依頼した。

その後、数回にわたる検討が行なわれ、今後全会員に配布する予定である。

## 6. 経理記帳代行会社について

経理記帳代行会社の業務侵害問題について熊本青税から提起があり、その実態を検討すべく各単位青税から情報を収集してもらい、その報告がなされた。しかしながら、経理記帳代行会社による実際の被害の声がなく現在に至っている。

経理記帳代行会社の具体的な業務侵害行為については個別に対応し、その業務内容については果して税理士法に抵触しているのかどうか検討する必要があるとともに、税理士業務の無償独占についても検討する必要があるのではないかと考える。

## 7. 牛島税理士訴訟

17年間続いた牛島税理士訴訟については、本年2月20日の最高裁第三小法廷における口頭弁論ならびに3月19日の判決をもって一応の決着をみることができた。すなわち、福岡高裁の判決を破棄

し、損害賠償のみを原審に差し戻したのである。

全国青税は、福岡高裁の判決後、牛島税理士首都圏支援の会に参加し、最高裁における牛島税理士口頭弁論の機会を与えるべくビラ配りを行なって支援をしてきた。

この訴訟は牛島税理士と南九州税理士会との争いであるにもかかわらず、当事者でない日税連が南九州税理士会を支援してきたようである。このような疑問に対して全国青税は、日税連に対して、弁護士費用を負担したのか、南九州税理士会にどのような指導監督をしたのか等の質問書を提出した。回答期限を指定したにもかかわらずいまだそれに対する回答がない。

## 8. 国会陳情について

本年6月、理事会において承認を得て、通常国会開催中に国会陳情を行なった。陳情の内容は、(1)消費税率アップ中止を求める陳情(2)住民基本台帳ネットワークシステムに関する陳情(3)情報公開法に関する陳情(4)民事訴訟法改正案に関する陳情の4点である。

## 9. 都市型震災に対する対処について

昨年の阪神淡路大震災の教訓により、都市型震災に対処する必要があるとの考え方から委員会が設置された。近畿青税兵庫県支部の会員より震災後の税務問題等の資料を収集した。

本年5月に淡路島に行き、近畿の三青会が行なっている無料相談の経過について意見を聞いた。仮設住宅に起居している被災者を目のあたりにし、いまだに被災の傷跡が残っていることに痛感するとともに、話を聞いて被災された方々の計り知れない心理的ストレスがあることを認識した。今後資料収集のみならず何等かの形でまとめあげる必要があるのではないかと考えている。

## 10. おわりに

一昨年以来2年間、優秀な部長・委員長ならびに各単位青税の代表に支えられて全国青税の運営を行なってきました。この間会員の皆様には何かとご迷惑をかけ批判は当然あるものと思いますが、浅学非才な私にとっては貴重な経験となりました。

2年間どうもありがとうございました。

## 会長推薦に選挙方式を採用

会長等推薦審議委員会委員長

粕谷 幸男

本年の神奈川総会に会長等推薦委員会から会長等の新役員名を提案し、承認を受けることになっている。この準備作業は、1995年12月2日(土)の第1回委員会から今日にかけて滞りなく行なわれている。

本年の委員会では、会長の推薦にあたって、選挙方式を取り入れた。この選挙方式は、従来の委員会では採用していなかったので、全国会員へのお知らせを兼ねて、広報部からの原稿依頼となつた次第である。この広報部の依頼にあたっては、「複数の会長立候補者を得た今年度の異例づくめの活動状況を報告文にまとめて」との注書きがしたまされている。この「異例づくめ」であるとの広報部の現状認識と当委員会の現状認識とにある種のズレがあるようだ。それはさておき、会長の推薦にあたって、選挙方式を採用し、実施した経過を報告しよう。

### 選挙方式採用の経過とその実施

第1回(95年12月2日)。委員長の互選にあたって、恒例により、全国青税会長経験者が選出されるとの総務部長の申し送り事項の披露がなされ、東京選出の粕谷が委員長に選出された。その後、議論されたことは、昨年の全国大会の議論で全国青税は選挙を何故やらないのか、95年11月の理事会で会長推薦にあたって選挙はやらないのかとの意見を踏まえて、当委員会では、その取扱をどうすべきかということであった。委員長としては、会長等推薦委員会の推薦ルールに選挙に関する規定が全くなく、複数立候補があつてから、その選挙に関するルールを決めてもいいのではないかとの提案をし、了承された。しかし、各単位青税で、会長候補を推薦するかどうかの打診を次回の会長等推薦委員会までに調べて来てほしい旨を依頼し、当日は、散会した。このことを理事会に報告した。この当委員会の決定について、当日参加した委員が少ないと理事会で報告されたことを各単位青税の代表が聞き過ごしてしまったこと、また、

その決定を委員会として委員に徹底しなかったことに、その若干の混乱の原因があった。

第2回目(96年1月26日)に、前回委員会の決定を受けて、打診の報告があった。そこで、名古屋青税から高取君を推薦したい旨の報告があった。他の単位青税からは、その打診を検討すらしていない単位青税があつたくらいで、前回の決定が徹底していなかった。名古屋青税からは、前回の打診は、単位青税からの推薦の締め切り日ではないかとの意見があった。そこで、単位青税からの推薦の締め切り日を決めることになり、3月31日まででなく次回2月10日までに推薦することを決定した。このことを理事会で報告した。ところで2月10日までに、各単位青税で、役員会が開催されないことが後日判明し、急遽2月10日までに役員会を開催してもらうよう緊急要請した。

第3回目(96年2月10日)委員会の開催にあたって、東京選出の委員である粕谷が東京の意見を代表して発言することは、委員長が議長としての役割に徹し切れず、東京青税の意見を発言する機会が失われてしまうという問題があるので、東京青税の意見を述べる代表をオブザーバー参加させることに決定した。第2回目の決定を受け、各単位青税から会長候補の推薦を正式に受けた。それによると、名古屋青税の高取君と東京青税の樋口君の2単位青税からの推薦があつた。そこで、会長選出の方法についてどうするかを議論した。従来の会長選出方式に関し、その過程が会員にはなかなか見えなかつたので、見えるようにすべきとの意見もあった。会長等推薦委員会のメンバーの多数決で立候補者を選出すべきでなく、もっと広いメンバーで決めるべきだとの意見もあった。そこで、会長選出のルールを次回の委員会で決定するにあたって、確定申告期間中に委員長試案を委員に提案し、各単位青税でオープンに議論してもらい、当日の委員会では、選出ルールの最終案を決定することで、決定された。なお、この試案の前提条件として、どのようなレベルのメンバーで会長を選出していくかの議論をし、当委員会のメンバーで、立候補者を多数決により決めないことで決定した。なお、当日の理事会で、この決定の

報告をし、それについての意見を理事からもらうことも併せて決定された。理事会では、推薦委員は単位青税の代表であるので、そこで、決定すべきとの強い意見もあった。理事クラスのメンバーで選出すべきとの多くの意見があった。単位青税の構成メンバーである会員による選挙については、少数意見であった。

この理事会の意見を踏まえ、理事会構成メンバーによる選出方法を前提に委員長試案を作成し、3月26日を第一次の締め切り日として、各単位青税の委員にFAXした。各単位青税の意見を参考にして、第二次試案を作成し、委員に再度FAXし、意見を徴し、第4回目の委員会に臨んだ。

第4回目(96年4月6日)では、会長選出ルールを決定し、さらに選挙管理委員会を当委員会の中に置き、委員長、東京、名古屋以外の委員で構成することを決定した。なお、選挙管理委員会で選挙のルールを決定した。「全国青税会長選出ルール」の骨子は、理事会構成メンバーによる選挙を行なう。その選挙は、選管が管理し、選挙公報、立会演説会をおこない、その選挙結果を尊重して、当委員会で会長等の役員を総会に推薦することである。現在は、その作業途中有る。



樋口候補（左）と高取候補（右）

### 会長候補を選挙することの批判について

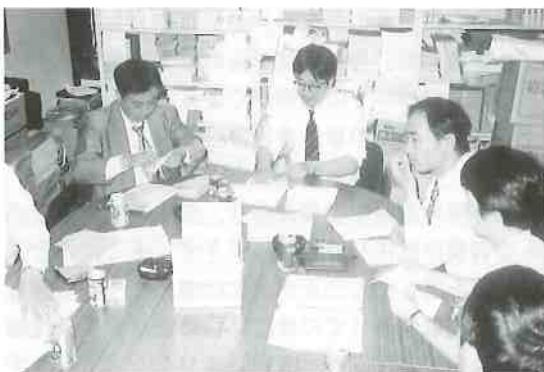
全国青税の会長候補推薦の過程を委員長の立場から現時点できることを概括的に述べてきた。ところで、この会長候補選出の過程で選挙という手法を採用することに、根強い批判があるので、これに答えることとする。

批判の第一は、全国青税の会長の選出は、選挙によるべきでなく、単位青税の推薦者の実績、考

え方を総合勘案して、会長等推薦委員会で決定すべきとの批判である。現行の会長等推薦委員会の規則では、選挙というものを想定していないので、このような批判ができるのは当然のことであろう。ところで、この批判は、今回のような複数立候補のケースについてどうすべきかを、全く不明確にしてのそれである。仮に、委員長がリーダーシップを發揮して、会長候補を決めるとしたら、その決定基準についての批判がでよう。会長候補は少なくとも、一つの単位青税の推薦を必要としているので、委員長の判断基準で、しかも、当初は、東京青税の推薦で委員になり、会長経験があるから委員長に就任しているにすぎず、そこにはどんな結論を出しても公正さが欠けてしまう。全国青税の構成単位としての単位青税の推薦を委員長個人が否定する根拠が規則上明確でなく、下手をするとそのことにより単位青税の存立基盤にまで影響してしまいかねない。従来の会長選出は、初期段階には、単位青税からの会長候補の推薦がなく、推薦委員長が単位青税の代表と相談しながら、単位青税の推薦を受けて会長候補を選出していった経過と今回の経過とは全く異なるのである。なお、複数立候補者同士の話し合いやくじ引き等政策によらない方法で選出する方法もなくはないのであるが、全国青税という納税者の権利を守るという憲法感覚にすぐれた団体で採用する手法ではないと考えている。選挙を通して、立候補者の政策、人柄等がわかり、今後の全国青税の運営にとって、やりやすくなるメリットがあろう。

批判の第二は、選挙といつても所詮人気投票であり、理事会構成メンバーは、単位青税の会員数を反映していないものであるとの批判である。このような批判は、選挙の実施内容についての批判であり、選挙の実施の是非に関する批判ではない。ところで、今回の会長候補選定のための選挙は、監事を除いた理事会構成メンバーで行なっているが、その理事会の構成について出身単位青税の会員数ないし全青会費納入基準としての会員数に比例していないことは確かなることである。ただ、このような理事会の理事構成にしたのは前会長等推薦審議委員会でおこなったのであるから、理事会構成メンバーの偏りの批判は当委員会にはあてはまらないのではないだろうか。また、人気投票との批判も、現実の選挙の実施状況や投票率(85%

弱)からみて、それもあたらないであろう。すなわち、選挙公報の配布、特に、立会演説会では、立候補者と理事会構成メンバーとの徹底的質疑が行なわれ、全国青税の運営、政策等についての候補者の意見がある程度明確化されたなかでの選挙であったものと思う。



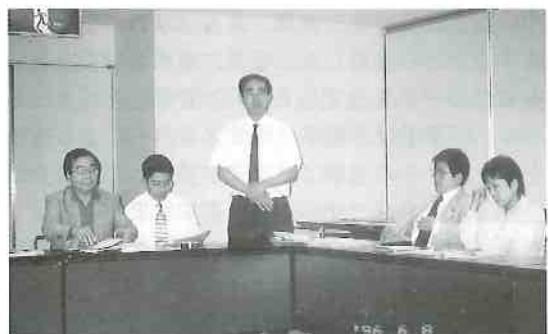
全青事務局での開票作業

### 全国青税の活性化のために

今回、選挙という方法が採用できたのは、これは、ひとえに、立候補者である東京青税の樋口君、名古屋青税の高取君の協力のおかげである。両君に敬意と感謝を申し上げる次第である。選挙には、多数という冷厳なる基準があるが、今回の選挙では、双方との差は、たった2票差であった。どちら

らの君が会長候補になっても全くおかしくはない状況でもある。

全国青税は、遠い存在であるとの声を聞いているが、理想とするところは、立候補者の物理的、精神的負担を考えなければ、全国の単位青税の会員及び個人会員による選挙である。選挙に参加することによって、多少たりとも全国青税との距離が短くなったのではないかと考える。青税の運営について、徹底した議論と相互批判、民主的運営は、普遍的原理・原則であろう。今回の総会の事業報告の場において、当会長等推薦審議委員会の運営等に関する会員からのご意見、ご批判等があれば、ご議論いただきたくお願い申しあげるとともに、新執行部に対して、会員の皆様方のご支援ご援助をお願い申し上げる次第である。



理事会で挨拶する高取候補（左端は粕谷委員長）

## 選挙公報抜粋（広報部編）

### 高取俊二候補（昭和30年10月16日生まれ）

#### 《経歴》

昭和59年11月、名古屋青税入会。  
平成6年度 名古屋青税会長就任。  
平成6～7年度 全青税理事就任。

#### 《立候補の動機》

全国各地の青税から会長が選出される先駆けとなり、「全青税の活性化」のため積極的に全国を歩いて頑張りたい。

#### 《政策（項目のみ）》

名古屋シンポ・ソウル大会の成功。組織拡充。  
日税連との対話。タイムリーな法対策活動。対外広報活動。ゴルフ大会。

### 樋口秀夫候補（昭和27年10月21日生まれ）

#### 《経歴》

昭和61年1月、東京青税入会。  
平成3～7年度 東京青税厚生部長・研究部長・副会長・会長歴任。

#### 《立候補の動機》

全青税創立の精神に立ち返り、「研究・親睦・制度」の三本柱を中心に青税のめざす「真に国民のための税理士制度と税制」を実現するため力を発揮したい。

#### 《政策（項目のみ）》

税理士制度。適正手続。納番阻止。税制改革対応。日税連民主化。都市型震災対処。商法改悪阻止。税理士業務質的向上。天下り問題。ソウル大会。親睦・組織拡充。

**会員の声****全青税会長候補者立会演説会に参加して**

**東京青税 下田 政廣**

去る5月11日大阪にて、全国青税会長立候補者の立会演説会があり、私も参加しました。

前代未聞の全国青税会長選挙(?)とのことで、ヤジ馬精神も働いて参加してみました。

立候補者は、名古屋青税の高取俊二会員と東京青税の樋口秀夫会員のこと。

前もって立候補者の経歴が送付されてきていたので、それに目を通して、年齢的には高取会員の方が若いとか、貫禄は樋口会員の方にあるとか、いろいろと事前知識を入れて参加したわけです。

全国青税理事会も終了し、いよいよ立会演説会が開始されました。

始めのうちは、とにかく初の事なので両立候補者とも、また、参加者達も緊張した雰囲気でした。

立候補順に、まず高取会員が演説を始めたのですが、演壇に登る前にサッとジャケットを脱ぎ、昨年の全国青税大阪大会のTシャツ姿になった時には、私はかなりリラックスしました。

そうだ、これは選挙によく伴うお祭りなのだと想い、緊張の糸がほぐれたのです。

そんな意味で、この高取会員のポーズは、私にとってかなりのインパクトを与えたし、近畿青税の会員にも与えたのではないかと思います。

演説内容は、ほぼ立候補者経歴に沿ったものでしたが、総じて言えば、とにかく新鮮度をアピールするもので、ちょうど昨年の統一知事選挙で、無党派層を意識した東京の青島知事立候補者や大阪の横山知事立候補者にあたるような印象でした。

そして次に樋口会員が貫禄十分に重々しく演壇

に登り、演説を始めました。

全国青税歴代の会長を輩出している東京青税の出身者とあって、立候補の動機から始まった演説は、話術も巧く、私以外に全国青税会長になりうる者はいないという印象を強く与えるものでした。

最後には相手候補の高取会員にエールを送る余裕のポーズで演壇を降りました。

次いで、参加者達からの立候補者に対する質問の始まりです。

かなりの質問は、高取会員に対するものが多かったような感じがします。

樋口会員の方は、立候補者経歴にかなり具体的なことが書かれていて、内容についてはあまり質問することが無かったということと、あまりにも人柄が知られすぎていたのではないかと思います。

その点、高取会員はかなり未知の部分もあり、好奇心が働き、質問が集中したのではないでしょうか。

上記のような流れで、3時間あまりの立会演説会は無事に終了しました。

初の全国青税会長立候補者立会演説会とあって多少の困惑混乱があったものの、ますますの出来栄えで終わったのではないかと思います。

既に投票の開票も終わり、新会長候補に高取会員が推薦されたようですが、その過程における重要な立会演説会に参加できたことを非常に満足しています。

今後、選挙がある場合には、少しでも多くの会員が立会演説会に参加することを希望し、立会演説会の報告及び感想を終わらせていただきます。

**編集後記**

暑い夏。それはまた青税の全国大会の季節である。あの阪神大震災という逆境を底抜けの明るさで見事に乗り越えた大阪大会から一年、いま第29回大会を横浜の地で迎えようとしている。全国の青税会員が集まるのは、全国大会と秋季シンポジウムと言われて久しい。とりわけ全国大会は、全国の会員が自由な意見を述べられる数少ない場である。政治的にも経済的にも我々を取り巻く

環境は、全国青税結成時とは大きく変わっている。しかし、全国青税を作り上げた熱いエネルギーは今も脈々と流れている。その熱いエネルギーを感じることができるのが全国大会にほかならない。同時に、自由職業人とは何か、そして税理士とは何かということを考えさせてくれる貴重な場である。

大会まであとわずか。頑張れ実行委員会。

鈴木 雄幸（千葉）

---

第 29 回

# 全国青年税理士連盟 横浜大会

---

1996年8月4日(日)~6日(火)  
横浜ロイヤルパークホテルニッコー

WELCOME!

8月4日(日)

- 11:00 受付開始
- 12:30 シンポジウム
- 14:45 定時総会
- 18:30 懇親パーティー

8月5日(月)・6日(火)

オプショナルツアー

